

令和3年度第10回石垣市教育委員会12月定例会会議録

日時 令和3年12月24日(金)  
午前10時00分開会  
午前11時45分閉会  
場所 石垣市役所2階 大会議室3

出席者 【教育長及び教育委員】

教 育 長	石 垣 安 志
教育長職務代理者	金 城 綾 子
委 員	南 和 秀
委 員	浦 崎 美紀子
委 員	新 里 裕 樹

【教育委員会事務局等職員】

教 育 部 長	天 久 朝 市
教 育 総 務 課 長	仲 間 千加史
学 務 課 施 設 係 長	大 嵩 貴 之
学 校 教 育 課 長	前三盛 敦
いきいき学び課長	吉 村 安 史
文 化 財 課 長	石 垣 克 治
市 史 編 集 課 長	大 濱 憲 二
博 物 館 長	砂 川 栄 秀
学校給食センター所長	成 底 広 敏
図 書 館 長	久 原 道 代
こども未来局子育て支援課長	石 垣 やよい
子育て支援課長補佐兼政策係長	上 地 永 一
子育て支援課幼保連携係長	譜久盛 真 市
教育総務課企画調整係長	内 原 正 勝
教育総務課企画調整係主任	平 得 航二郎

傍聴人 報道関係者1名(八重山毎日新聞)

議事

- (1) 議案第47号 幼保連携型認定こども園の設置に対する意見について
- (2) 議案第48号 石垣市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の議会提出の承認を求めることについて
- (3) 議案第49号 石垣市医療的ケア児支援事業運営委員会設置要綱の制定について
- (4) 議案第50号 石垣市立中学校部活動及びスポーツ少年団在り方検討委員会設置要綱の制定について
- (5) 議案第51号 石垣市教育委員会GIGA 端末貸与要綱の制定について

(6) 議案第 52 号 令和 3 年度石垣市立学校給食センター給食会計歳入・歳出補正予算(第 2 号)の承認を求めることについて

(7) その他

開会 午前 10 時 00 分

石垣教育長	皆さんおはようございます。浦崎委員、新里委員の新たに 2 人の教育委員が任命され、本日は初の会議となります。子ども達が安心安全に健やかに成長できるよう、また、学力向上を図るようにしっかりと教育行政を進めて行きたいと思っておりますので、新委員 2 人の力添えをこれからよろしく願いいたします。それではこれより、令和 3 年度第 10 回石垣市教育委員会 12 月定例会を開会します。はじめに、会議の傍聴についてお諮りしたいと思っておりますが、本日の議事については、公開とすることとしてよろしいですか。
各委員	はい。
石垣教育長	それでは、本日の会議は公開といたします。傍聴人の方は、石垣市教育委員会会議傍聴人規則に定める傍聴人の遵守事項を遵守してください。次に、会議録の承認についてであります。第 8 回 11 月定例会及び第 9 回臨時会の会議録について、質疑、訂正等がありますか。
各委員	(一部修正有り)
石垣教育長	それでは、会議録 2 件については、修正のうで承認としてよろしいですか。
各委員	はい。
石垣教育長	次に、今回の会議録署名人について、今回は南委員と新里委員を指名します。よろしいですか。
南・新里委員	はい。
石垣教育長	次に、一般報告に入ります。質疑応答は全員の報告が終わった後にまとめて行います。金城委員より順に報告をお願いします。
金城教育長職務代理者	12 月 1 日、教育委員会臨時会に出席いたしました。また、本日の教育委員会 12 月定例会からは、浦崎委員、新里委員が参加いたします。石垣市の教育の向上のために、共に歩みたいと思っております。以上です。
石垣教育長	ありがとうございました。次に南委員よろしく願いいたします。
南委員	12 月 1 日、教育委員会臨時会に出席いたしました。報告は以上です。
石垣教育長	ありがとうございました。次に浦崎委員よろしく願いいたします。
浦崎委員	12 月 20 日、市長より教育委員の辞令を頂きました。4 年間の任務を与えられ、一生懸命頑張っていきたいと思っております。
石垣教育長	ありがとうございました。次に新里委員よろしく願いいたします。
新里委員	同じく 12 月 20 日、市長より辞令をいただきましたので、これから 4 年間全うしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。
石垣教育長	ありがとうございました。次に、教育長の日程報告です。 (教育長日程報告 令和 3 年 11 月 27 日～12 月 24 日) それでは、先程の各委員の報告について、質疑はありますか。
各委員	(なし。)
石垣教育長	続いて議事日程の決定についてですが、議事日程については、原案どおりとしてよろしいですか。

各 委 員	はい。
石 垣 教 育 長	それでは議事に入ります。まずはじめに、議案第 47 号幼保連携型認定こども園の設置に対する意見について、事務局より提案、説明をお願いします。
子 育 て 支 援 課 長	提案・説明
石 垣 教 育 長	ただいまの提案、説明について、質疑はありますか。
各 委 員	(なし。)
石 垣 教 育 長	それでは、議案第 47 号幼保連携型認定こども園の設置に対する意見については、異議なしとしてよろしいですか。
各 委 員	はい。
石 垣 教 育 長	それでは次に、議案第 48 号石垣市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の議会提出の承認を求めることについて、事務局より提案、説明をお願いします。
子 育 て 支 援 課 長	提案・説明
石 垣 教 育 長	ただいまの提案、説明について、質疑はありますか。
各 委 員	(なし。)
石 垣 教 育 長	それでは、議案第 48 号石垣市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の議会提出の承認を求めることについては、承認としてよろしいですか。
各 委 員	はい。
石 垣 教 育 長	それでは次に、議案第 49 号石垣市医療的ケア児支援事業運営委員会設置要綱の制定について、事務局より提案、説明をお願いします。
学 校 教 育 課 長	提案・説明
石 垣 教 育 長	ただいまの提案、説明の中で修正がありました。第 3 条第 2 項第 2 号の最後にかっこ閉じ「」)」を追加し、また、第 7 条の「医療的ケア医設置要綱」を「医療的ケア指導医設置要綱」に修正いたします。それでは、ただいまの提案、説明について、質疑はありますか。
金城教育長職務代理者	石垣市内に医療的ケア児は何人いらっしゃいますか。
学 校 教 育 課 長	市内 3 校にそれぞれ 1 名在籍しており、計 3 名です。いずれも小学校で、高学年が 1 名、低学年が 2 名です。
金城教育長職務代理者	中学校に進んでも医療的ケアは行われますよね。中学生になっても医療的ケア児の名称は「児」を使用するのですか。
学 校 教 育 課 長	そうですね。法律等により中学生においても医療的ケア児と定義されております。
石 垣 教 育 長	他に質問はありませんか。
南 委 員	現在進行形で学校に医療的ケア児支援事業は実施されているのですが、この要綱によりこれから運営委員会が設置されるということですよ。これまでは、この運営委員会に代わるようなものは実施されていたのですか。
学 校 教 育 課 長	これまでは、ケア児の主治医から指示のもと看護師、保護者、教諭と連絡を取り合いながら実施しておりました。要綱により運営委員会を設置し、意見交換、情報共有をこれまで以上に図っていきたくと考えております。
南 委 員	これまでは個別対応となっていたところを運営委員会の組織対応にするということですね。わかりました。
石 垣 教 育 長	他に質問はありませんか。
新 里 委 員	運営委員について質問ですが、ケアを受ける側の声はどのように反映され

	るのでしょうか。例えば、保護者代表の方を委員に入れる等の方法があるかと思いますが、その点はどのように考えておりますか。
学 校 教 育 課 長	運営委員会では医療的ケアの実施方法や対応方法についても議論していただくのですが、保護者の意見を踏まえて、その対応が可能なのかどうか、どこまでであれば対応できるのか、その点を委員の皆さんに意見を出していただこうと考えております。保護者の意見を聞くことはもちろん大切なのですが、会議の中に直接いらっしゃるとなると、委員の意見が出にくくなってしまふことが懸念されます。
新 里 委 員	保護者の意見としましては、事前にヒアリングがあった上で運営委員会に諮られるということですね。
学 校 教 育 課 長	はい、そうです。
石 垣 教 育 長	他に質問はありませんか。
各 委 員	(なし。)
石 垣 教 育 長	それでは、議案第 49 号石垣市医療的ケア児支援事業運営委員会設置要綱の制定については、説明でありました第 3 条、第 7 条をそれぞれ一部修正するとし、修正可決としてよろしいですか。
各 委 員	はい。
石 垣 教 育 長	それでは次に、議案第 50 号石垣市立中学校部活動及びスポーツ少年団在り方検討委員会設置要綱の制定について、事務局より提案、説明をお願いします。
学 校 教 育 課 長	提案・説明
石 垣 教 育 長	ただいまの提案、説明について、質疑はありますか。
南 委 員	第 3 条の「石垣市中学校体育連盟」の名称は「八重山中学校体育連盟」ではないですか。確認した方がいいと思います。
学 校 教 育 課 長	ありがとうございます。確認いたします。
南 委 員	もう 1 点ですが、中学校部活動の意見聴取については、部活動と学校で連携が取れるので大丈夫だと思いますが、難しいのは小学校のスポーツ少年団だと思います。スポーツ少年団の意見聴取はどのようにしていくのでしょうか。
学 校 教 育 課 長	スポーツ少年団につきましては、市長部局のスポーツ交流課の所管となっており、スポーツ交流課の方でスポーツ少年団を取りまとめております。どのような組織になっているのかについては再度確認し、検討委員会での議論された事項について、各スポーツ少年団に浸透させていけるように検討していきたいと思っております。
石 垣 教 育 長	スポーツ少年団にもバスケット連盟やバレーボール連盟がありますので、その各スポーツの連盟を取りまとめているのがスポーツ交流課であります。
南 委 員	スポーツ交流課の職員も委員として入るわけですから、意見集約や各スポーツ少年団への周知もなされるということですね。わかりました。
石 垣 教 育 長	他に質問はありませんか。
金城教育長職務代理者	先程の組織名称のことですけど、石垣市中学校体育連盟は中体連、八重山地区中学校文化連盟は中文連のことですよね。石垣なのか八重山なのか、八重山にしても「地区」が入るのか入らないのか、再度確認をお願いします。
石 垣 教 育 長	中体連、中文連等の組織名称については、再度確認をお願いいたします。

		それでは、他に質問はありませんか。
各 委 員	員	(なし。)
石 垣 教 育 長	長	それでは、議案第 50 号石垣市立中学校部活動及びスポーツ少年団在り方検討委員会設置要綱の制定については、原案可決としてよろしいですか。
各 委 員	員	はい。
石 垣 教 育 長	長	それでは次に、議案第 51 号石垣市教育委員会 GIGA 端末貸与要綱の制定について、事務局より提案、説明をお願いします。
学 校 教 育 課 長	長	提案・説明
石 垣 教 育 長	長	借用申請書兼同意書の中段「利用規約（裏面）につきまして」は、「利用規約（裏面）について」に訂正をお願いいたします。それでは、ただいまの提案、説明について、質疑はありますか。
南 委 員	員	第 2 条の端末貸与の対象者は、児童生徒とありますが、海星小学校は入らないですね。市立小中学校の児童生徒ですね。
学 校 教 育 課 長	長	そうですね。私立小学校については、学校独自で端末を準備することとなりますので対象外であります。
南 委 員	員	そうであれば、児童生徒という表記では広く捉えられるので、市立小中学校の児童生徒とか限定した方が良いと思うのですが。
教 育 部 長	長	第 1 条に市立小中学校に在籍する児童生徒と明記しておりますので、第 1 条でカバーされております。
教 育 総 務 課 長	長	第 1 条の市立小中学校の児童生徒の後に「(以下「児童生徒」という)」という文言を追加するとしてよろしいですか。
南 委 員	員	その方が良いと思います。もう 1 点質問ですが、第 3 条第 2 項に校外での通信料については、利用者の負担とするとありますが、それぞれの端末毎にどれだけの通信料がかかったのか把握できるのですか。
学 校 教 育 課 長	長	携帯電話やスマホのような端末のみでの通信はできないため、端末の通信料というのは基本的に発生いたしません。しかし、家庭の Wi-Fi に繋ぐなどで通信ができますので、その家庭の通信料については利用者負担ということであります。
南 委 員	員	基本的に校外でネット通信はできないようになっているのですね。ネットにアクセスした履歴とかは把握できるのですか。
学 校 教 育 課 長	長	アクセスした履歴や使用したアプリなどは、端末毎に調べることが可能です。
石 垣 教 育 長	長	他に質問はありませんか。
新 里 委 員	員	第 6 条の禁止事項に「教育委員会が許可したサイト以外からのアプリをダウンロード、インストールすること。」とありますが、これについて詳しく教えていただけますか。
学 校 教 育 課 長	長	教育委員会が許可したサイトからのアプリのダウンロード、インストールについてですが、学校側からアプリ利用について申請があった場合に、それについて検討し、問題がなければ許可をするといった流れになります。SNS 類については最初からインストールできない仕様になっており、それ以外のアプリについても利用した場合は許可制となります。また、検索ワードについてもカテゴリ規制をかけております。しかし、こういった AI も万能ではないため、規制を不正に掻い潜ってのダウンロード、インストールを禁止するという規定になります。
新 里 委 員	員	学習に必要なアプリ、ソフトでも教育委員会の許可がなければ使用ができ

	ないのですね。
学校教育課長	そうですね。これから様々な学習ソフトが出てくるかと思いますが、新たにインストールするには教育委員会の許可が必要になります。
新里委員	この質問の趣旨としましては、第8条に第5条、6条に違反して破損させた場合の費用については利用者で弁償しなければならないと規定されておりますので、端末の保険やウイルス対策ソフトについても用意していた方が良いのかなと思いました。また、もう1点確認ですが、借用申請兼同意書の中に「家庭でGIGA 端末利用ルールを定め」とあります。各家庭で定めるとなるとルールの内容に差が出るかと思いますが、教育委員会側から家庭でのルールについて提示していただけるのですか。
学校教育課長	各学校で端末の利用ルールが定められますので、それが各保護者に周知されることとなります。家庭で定めていただきたいルールというのは、利用時間や保管場所等の簡単なルールを定めていただきたいと思っております。放っておくと夜中まで操作するといったことが出てくると思っておりますので、そういった管理を各家庭でも実施していただきたいと思っております。
新里委員	先程各学校が定めるルールもあるとの説明がありましたので、是非とも学校の利用ルールを各家庭に提示していただいたうえで、学校ルールという大前提があった上で家庭ルールについても定めるということを各家庭に周知していただくようご検討をお願いいたします。
学校教育課長	ご提言ありがとうございます。
石垣教育長	他に質問はありませんか。
各委員	(なし。)
石垣教育長	それでは、議案第51号石垣市教育委員会 GIGA 端末貸与要綱の制定については、第1条に「(以下「児童生徒」という)」を挿入し、借用申請書兼同意書の中段「利用規約(裏面)につきまして」は、「利用規約(裏面)について」に修正したうえで、修正可決としてよろしいですか。
各委員	はい。
石垣教育長	それでは次に、議案第52号令和3年度石垣市立学校給食センター給食会計歳入・歳出補正予算(第2号)の承認を求めることについて、事務局より提案、説明をお願いします。
学校給食センター所長	提案・説明
石垣教育長	ただいまの提案、説明について、質疑はありますか。
各委員	(なし。)
石垣教育長	それでは、議案第52号令和3年度石垣市立学校給食センター給食会計歳入・歳出補正予算(第2号)の承認を求めることについては、承認としてよろしいですか。
各委員	はい。
石垣教育長	次に、その他についてですが、事務局よりその他の報告はありますか。
学務課施設係長	(いばるまこども園の敷地について、石垣小児童クラブの利用場所について2件報告～)
石垣教育長	ただいまの2件の報告についてはよろしいですか。
各委員	はい。
石垣教育長	こども未来局子育て支援課におきましては、その他まで在席していただきましたが、ここで退席となります。議案の説明等ご苦労様でした。 (こども未来局子育て支援課長、同課課長補佐兼政策係長及び同課幼保連

携係長退室)

石垣教育長	続いて、いきいき学び課より報告をお願いいたします。
いきいき学び課長	(「公民館実態調査」・「意見交換会」の総括と今後の取組みについて報告)
石垣教育長	ただいまの報告について質疑はありますか。
各委員	(なし。)
石垣教育長	それでは、議事については以上となります。最後に各課報告をお願いいたします。
各課等の長	(配付資料に基づき報告)
石垣教育長	ただいまの各課の報告について、質疑はありますか。
各委員・関係課長	(質疑応答あり)
石垣教育長	それでは、これで令和3年度第10回石垣市教育委員会12月定例会を閉会いたします。皆さまどうもお疲れさまでした。

閉会 午前11時45分